第2章 主要統計

(1)審査・審判の審査・審理期間

審査(ファーストアクション期間)

	2002年	2003年	2004年
特許・旧実用新案	2 4 か月	25か月	26か月
意 匠	8 か月	8 か月	8 か月
商標	9 か月	7 か月	7 か月

注:ファーストアクション期間は、出願・審査請求から、審査官による審査結果の 最初の通知(主に特許(登録)査定又は拒絶理由通知書)が出願人等へ発送さ れるまでの期間である。

問い合わせ先:調整課、意匠課、商標課

審判

(a)権利付与前の審判(拒絶査定不服審判等)(ファーストアクション期間)

	2002年	2003年	2004年
特許・旧実用新案	19か月	22か月	2 4 か月
意 匠	15か月	15か月	15か月
商標	2 4 か月	27か月	26か月

注:ファーストアクション期間は、審判請求から、審判官による審理結果の最初の 通知(主に審決又は拒絶理由通知書)が請求人等へ発送されるまでの期間である。

(b)異議(審理期間)

()			
	2002年	2003年	2004年
特許・旧実用新案	13か月	14か月	15か月
商標	11か月	10か月	14か月

(c)権利付与後の審判(無効審判、訂正審判、取消審判等)(審理期間)

(0) E 13 3 C C C C C C C C				
	2002年	2003年	2004年	
特許・旧実用新案	10か月	10か月	8 か月	
意 匠	9 か月	8 か月	7 か月	
商標	11か月	9 か月	8 か月	

問い合わせ先:審判課